

第2回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年5月10日(火) 午後3時から午後5時30分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (21名)

持山 英幸	会長	平田 昇	委員
平山 正行	会長代理	北村 博美	委員
井上 治康	委員	上田 忠夫	委員
北原 康徳	委員	行武 芳明	委員
岡部 貢	委員	矢野 榮	委員
倉掛 正則	委員	藤井 貢	委員
平山 雅章	委員	八尋 徳幸	委員
川上 富男	委員	下村 喜美子	委員
山本 政明	委員	行武 勇吉	委員
山口 弘行	委員	池松 和義	委員
メ野 芳江	委員		

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成28年5月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地改良行為届について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について
- 議案第7号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 議案第8号 下限面積(別段の面積)の設定について
- 議案第9号 平成28年度春季農作業協定標準賃金について

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

川上 富男 委員、 山本 政明 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第2回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 本日の総会に、現在の出席数は定員21名中全員ですので総会は成立しております。 それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしく 致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。 次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。7番 川上委員と9番 山本委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めて いただきますのでよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願ひ 致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び 農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条 通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号10を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わり ました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて 発言をお願ひ致します。それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願ひ致します。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長 名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1～番号13を読み上げる)</p>

事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。 議案第1号 平成28年5月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願い致します。
事務局	議案書8ページをお開きください。 議案第1号 平成28年5月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読み上げる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 平成28年5月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はございませんか。
17番	9ページの葛苗で3万円と書いてあり、2年とあり、作るのが田んぼとなっていますが、後の管理とかはどうなっていますか？2年後、田んぼに戻す時はどうされるんですか？
12番	泥を持ってきて地上げしているの、前の泥はそのままで盛土をしてそこに作っています。
議長	葛というのは根ですからですね、2年の契約が終わったらその後の管理はどういうことかということでしょうか？そこまで話があるんですかね？
事務局長	今、12番から、ご説明があったかと思えますけど、葛に付きましては盛土をしまして2年間苗を作るという形になっております。その後につきましては、申し訳ありませんがうちの方では把握しておりません。いわゆる賃借権の貸し借りにつきましてはですね、みなさまご存じの通り、書類関係でしておりまして裏には原型復旧というのが大原則でございます。ただし、その後どうやって復旧されるのかまでは、申し訳ございませんけど事務局の方では把握してない所でございます。以上です。
議長	そのようなところでいいですかね？他に質問はありませんか？
14番	11ページの2番と3番ですね、対象作物が米・麦となっていますが、これ大豆ですよ？
事務局	現状ではですね、米・麦で出してもらってますけども、買い手さんのお話をされていると思うんですけども、今度推進機構から買い手さんの時には大豆としてさせていただきます。以上です。
議長	他に質問はありませんか？
	(質問なし)

議 長	<p>ないようでございますので採決に移ります。 議案第 1 号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 1 号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第 2 号 農地改良行為届についての番号 1 について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書 1 2 ページをお開きください 議案第 2 号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます 理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める</p> <p>(番号 1 を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第 2 号 農地改良行為届についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>
1 7 番	<p>盛土高 1 0 0 cm と書いてあるんですが、隣との境はどのようになりますか？</p>
事務局	<p>後で確認のため、1 4 番から補足頂ければと思うんですけども、隣が樹園地でございますして 1 0 0 cm、ちょうど樹園地と同じ高さという事で聞いております。さらに隣の田んぼとは何 m の幅かは把握していませんが、溝があるという事で聞いております。よろしければ、1 4 番か ら補足をして頂けると助かります。</p>
1 4 番	<p>隣の田んぼがぶどう畑です。一応、地上げする所より 3 0 cm はあがっております。1 m あ げるというところでぶどう畑の経営主に相談したら了承頂きましたという事です。ここがですね、 地上げ 1 m 必要あるかは、水はけがすごく悪いので道よりか少し下がった 1 枚で地上げしたい と。ぶどう畑の反対側は排水路になっています。一応は地上げして作物を作りたいという事 です。以上です。</p>
1 7 番	<p>ぶどう畑より高くなるんですか？</p>
1 4 番	<p>ぶどう畑より高くなります。だから、了承を得ています。</p>
6 番	<p>農家から見ると 1 m も地上げしたら田んぼ、作られんようになりますね。田になっているよ うですが、この前から少し話が出るけど届出人が、土建業者と一緒にいるようだけど、 そっちの土地の入れ場に買い占めているような気が私にはします。だから質問しているんです。 土の入れ場にそういうような、人の買わないような土地を買っているのではないかなと。本当 に百姓するつもりなら 1 m も上げたなら田は作られんようになるのではないかなと思います。</p>
議 長	<p>私が知る限りでは、畑作ばかりなんですよ。稲穂は作らなくてほとんどが畑作です。</p>
6 番	<p>地目が田なので、畑だったらいいんですが、田んぼを極端に地上げしていいのかなと思い質 問をしました。この前から大豆を作って豆腐を作るとかそんな話があり、あちこちたくさん買 われているようなので、あちこちでこういうような条件で地上げされたら近所の人困るの ではないかなと思います。</p>

議 長	近所との問題が一番解決してもらったかないとだめなんですよ。
2 番	これはあくまで田んぼでしたが、〇〇会社で何年前、途中で上の田んぼより高く地上げしたんですよ。やっぱ将来的にこの人が〇〇温泉やけん、優良企業なのでつぶれることはないでしょうが、撤退した場合が後に支障がでるといことで、〇〇会社の裏は泥をのかして上と同じ状態にしたようです。6番が言われるように将来にわたって営農するという事になると上よりも上げるという事は問題ではないかと思ます。上と同じ状態ならいいですが。
議 長	14番、その辺はどうですか？申請地の上には田んぼがあるんですか？
14番	田んぼがですね、〇〇温泉に入る所の道です。用水には絡まないです。頭から米は作らないことで田んぼを購入してあります。〇〇研究所で大豆を絞って豆乳を作るという事で買ってあるそうです。
9 番	よく分からないんですが、最終的にいろいろ言われてますが、入り口のとなのでまさか将来的に駐車場になったりはないでしょうね？順番をふんでいけば法的には問題はないんですけど、周りの田んぼの方に迷惑がかからないような状態だけはして頂きたいです。
事務局	位置図の3ページを開いていただき、申請地の上隣がぶどう畑になります。ぶどう畑の耕作者の同意を頂いているとの事で、〇〇さんから印鑑を頂いてるようです。
議 長	他に何か質問はありませんか？ (質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読み上げる) 以上ご提案申し上げます。
議 長	議案第2号 農地改良行為届についての番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。
10番	説明させて頂いてよろしいでしょうか？位置図の4ページをお開き下さい。386号線の飲食店を下ったところです。つきあたりのちょっと手前が申請地です。この奥が樹園地です。ここは〇〇造園の樹園地になっております。申請地の上の田んぼ、これから50cmあげても、上の田んぼには影響しないと。結構、見に行っただんですけどじりい田んぼなんですよ。それで、50cmあげて排水をしたいと、稲を作っており、麦はできないという事で作られてないです。これからも田んぼとして活用したいという事で、上の田んぼの人の許可も得てますし、当所の区長、水利委員からも印鑑を貰ってますので、別に支障はないかなと思っています。以上です。
議 長	何か質問はありますか？

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開き下さい 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付 会長名でございます 理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、14ページの調査書 番号1をご覧ください。 この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明を事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます</p>
事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請人は宅地建物取引業者と専属専任媒介契約を結び、申請地の農地622㎡を2区画の宅地分譲用地として販売する目的での転用申請となっております。 通常、宅地分譲のみの農地転用は許可されませんが、都市計画法に基づき指定された用</p>

	<p>途地域内にある農地の為、例外的に転用が可能となっております。</p> <p>また、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p>
20番	<p>現地の周りはだいたい住宅地で申請地の部分だけが畑という事で残っております。周りには家がいっぱい建って上下水道が全部通っておりますので別に問題はないと思っております。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。</p>
会長代理	<p>今、言われた通りでございます。別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書16ページをお開きください</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める</p>
事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は隣地に自宅がありますが、自家用車の駐車スペースが不足しており、現在、近くに駐車場を借りている状況です。その為、申請地を購入し駐車場として整備するための転用申請です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。隣接する既存の敷地の拡張ということで、拡張に係る申請地の面積52㎡が、既存の施設の敷地面積240.05㎡の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当します。以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	<p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願い致します。</p>
2 番	<p>2年前に申請地横の土地を〇〇さんに転用で売買しています。その時に全部売ると言っていました。譲受人がどうしても欲しいと言われたんですが、地主の〇〇さんとの間に依然揉め事があって売る売らないといろいろありました。しかし、私が仲に入ってあなたが欲しいのなら頭をさげていいなさいと。やっとの事で了承してもらい2年前〇〇さんに全部は買わないでそこだけ50㎡、残しときなさいと。やっどほとぼりが冷めて地主が売ってもいいという事になって今日に至っております。譲受人は前々から道端のギリギリの所に車をとめたりして不便でしたので、私も気をもんでましたが、やっどできたので良かったと思っておりますので、皆さんの協力をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。</p>
会長代理	<p>別に無いですけど、今言われた、この土地だけが今、空いてるような状態になってます。向かって右が譲受人の建物がありますし、左側は建設会社の作業小屋と資材置場、駐車場みたいになっているので、これは売られても農業委員会としても問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はございませんか。</p>
20 番	<p>この案件は地番が〇〇-〇ですね。52㎡を転用という事になりますと、隣の〇〇-〇、今資材置場と言われましたけど、これは転用しているんですか？</p>
事務局	<p>平成26年度にですね、申請があつておまして、27年度で完了の報告を受けております。私も何月かは覚えてないですが、転用の許可申請がなされている農地でございます。</p>
議 長	<p>他に質問はありませんか？</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号1は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。</p> <p>議案第5号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在の住所において建築業を営んでいますが、平成26年10月から申請地が農地ということを知らないまま資材置場として使用しておりました。申請地は概ね12年前に遠方に居住する譲渡人が気付かないうちに地上げがなされており、その為、今回は始末書を添付しての転用申請になります。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね50.0m以内に本田脳神経外科クリニックとくさば内科クリニックの二つがあり、西側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の県道に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p>
7 番	<p>これはですね、隣が現在ありませんけど、民家で住宅があつて花のお店だったんですよ。その横が私が知っている限り雑種地のような形になっておりました。残土の土を盛り立ててあつて雑種地のような状態でずっときておりました。そんなところに第3者の方が借りてあつたんですけどそちらの方が、今、事務局が言われましたように26年の10月に〇〇建設の方にリースして貸してあつたんです。それが初めて当の本人も借りてある方も雑種地でなつると、調べた結果、自分のところは畑という事でしたんですが、そういう事で売買の話がありましたので、私に宜しくお願ひしますと相談がありまして本人達の話が出来ればきちんと手続きを取って下さいという事をお話ししました。そうしたらですね、司法書士さんをたててそういう話をされて、一応役場の許可申請で〇〇建設さんに話が進んでできております。そして今日に至っております。問題ないと思ひまして許可を致しております。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。</p>
会長代理	<p>別にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号2は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第5号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、借家住まいですが、今後、両親の介護及び農作業の利便性向上の為、実家そばに住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積97.06㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると思えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p>
10番	<p>申請地の西側の道路に上下水道ともきております。そして申請地の東側に排水路があります。</p>

	排水路に雨水を流されますので別に支障はないかと思います。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。
会長代理	別にありません。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第5号の番号3は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第5号の番号4について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号4を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、借家住まいですが、父である譲渡人から申請地を借受けて実家のそばに住宅を建築される目的での転用申請です。建物としましては、木造1階建て、建築面積152.3㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第5号の番号4について事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。
15番	横の道路に排水等がありますので何も問題はないと思います。一部宅地、畑がありますが、その並びに沿って宅地申請ということになっております。よろしくお願い致します。
議 長	会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。
会長代理	別にありませんけど、雨水の排水がですね、道路、町道になるんですかね、ここで溜桝から道路を横断して左側の水路に流れます。ただ、右の上の方に雨水の排水方向とありますがこの先だけがU字溝がありませんので自然排水という形に、道路を渡って向こう側の田んぼに行く形になるかと思います。以上です。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員賛成)
議 長	議案第5号の番号4は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第5号の番号5について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号5を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、借家住まいの為、申請地を購入して住宅を建築される目的での転用申請です。建物としましては、木造1階建て、建築面積101.85㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第5号の番号5について事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。
20番	この物件は4条の分と隣接してしまっていて、こちらが家が建つ分ですね。後、622㎡が畑から転用という形で残るとい事になります。内容的には前と一緒にするのでこちらは家が建つとい事の問題はないと思います。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。
会長代理	いえ、ありません。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第5号の番号5は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第5号の番号6について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号6を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、借家住まいの為、申請地を購入して住宅を建築される目的での転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積67.9㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第5号の番号6について事務局の説明が終わりました。

6 番	<p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p> <p>25ページの地図の真ん中あたりを見てもらうと山の中ですね、住宅が点、点、点と建ち始めているところです。その間、住宅と住宅の間の土地が昔、一軒、住んであった所が亡くなって子供たちに資産分けされたところが、分筆してそれを子供さん3人で分けてあってそれを、一人づつが住宅として売ってあるわけです。そこに住宅が出来るわけです。ほとんど赤坂と関係ないような所ですけど、隣も住宅、隣も住宅でその間ですので別に赤坂としても別に問題はないところです。今からまだ、隣にもできる予定の土地が残っておりますので、また申請が出ると思いますが、ぽつぽつ住宅が建つような山の中です。別に問題はないです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。</p>
会長代理	<p>いえ、ありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号6に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号6は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。</p> <p>議案第5号の番号7について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号7を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、申請地の土地を購入し、集合住宅及び駐車場を整備し、家賃等の収入を得るための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積333.97㎡の1棟10戸の集合住宅と7台分の貸駐車場を整備する計画となっております。</p> <p>尚、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請に係る添付書類にて、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号の番号7について事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について会長代理から報告をお願い致します。</p>
会長代理	<p>29ページを見て頂けますか？土地の面積が1,400㎡超えていますので、町の開発条例で1000㎡以上については周辺の住民説明をなさいとなっておりますので、説明会を開催しました。左側に2個の戸建ての住宅があるんですけどもそちら側に自転車置場とかガスの集積場所、ゴミの集積場所があったんですけども匂いとかがするという事で、右の方に移動するという事になりました。その右にですね、セットバック用道路用地というのがありますが、現時点ではここは広がっているんですよ。広がった時点でここがきれいに登記されておかなければいけなかったんですけども、それが漏れていましたので、一様こういう形でセットバック道路用地という形になっています。いかにもセットバックしたように見えますけども、こ</p>

	<p>れは書いてあるだけです。建物自体は境界から出来る範囲ではずして建ててくださいという事で施主の方も分かりましたという事で了解を得ていますので、区長、水利委員含めて承認の印鑑をおしております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号7に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第5号の番号7は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。</p> <p>議案第5号の番号8について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号8を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は申請地の隣地である野町〇〇番〇において土木工事業を営んでおりますが、新たに設備を設置するための敷地拡張の計画となっております。</p> <p>尚、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号8について事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p>
3 番	<p>この譲受人は〇〇屋さんでございます。カッターの屑と言いますかね、水とアスファルトの屑とかセメントの屑とかを処理する所を作るそうでございます。それにつきましては何も問題はなかったと思いますので許可をしました。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたらお願い致します。</p>
会長代理	<p>32ページを見て頂いたら分かると思いますが、さっき言われた汚水とかがでるんですかね、一応、地下に水槽を作られてそこで、分離されると思います。言われた通りに、そのまま汚水等が流れ出すことはないだろうと思いました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号8に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>

議 長	<p>議案第5号の番号8は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書18ページをお開きください</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める (番号1を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 上田委員、川上委員 場所につきましては、別紙の配置図、33ページをご覧ください。 (番号2を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 持山会長、北原委員 場所につきましては、別紙の配置図、34ページをご覧ください。 以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第6号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決にうつります。</p> <p>議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第6号は全員賛成にて可決を致します。</p> <p>議案第7号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書19ページをお開きください。</p> <p>議案第7号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、上記について、次のとおり提出する。本日付会長名でございます。理由 筑前町長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について依頼があったので審議のうえ意見を求めるものです。 (番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします 議案書の21ページをお開きください。</p> <p>21ページ事業計画書の2に記載してありますように、申請人は朝日〇〇番地において特別養護老人ホームを経営しており、老朽化した施設の機能の一部移転及び、今後必要となる老人福祉施設のニーズに対応するための申請となっております。なお平成27年11月許可の申請議案も計画の一部とされており、現在工事が進んでいます。</p> <p>また、24ページに地元区長、水利関係者、担当農業委員の承諾があります。</p> <p>申出地の位置図については25ページ、計画図は26ページをご覧ください。</p> <p>なお、計画変更申請が承認され、農用地区域外の農地となった場合の、申請地の転用許可基準の立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内に なかしま小児科内科医院と なずな保育園の二つがあり、北側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m</p>

<p>議 長</p>	<p>以上の町道に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。以上 ご提案申しあげます。</p> <p>議案第7号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はございませんか。</p>
<p>9 番</p>	<p>今の説明の仕方がですね、さも、承諾をして下さいと言うような受け取り方に聞こえました。前段取りはいいんですけど、今、町長の名前も出たし、今の周りの役ですね、水利委員、区長さんの印鑑があるといおことで、私どもが何しに来たのかというような意味合いに取れました。まず、第一に筑前町の農地として守るのか守らないのかという話の前にそういう話が進むのであれば当然、そういう話になっていくんでしょうけど、確かに介護老人ホームとか必要な物にあるんでしょうけど、もう少しこの田んぼのですね、農地として考えるのか、周りにはまだ先程から出てます、田んぼでもありながら耕作のできない田んぼが多々あるんですよ、この周りには。面積もそれだけそろった所があるし、住宅の中にもそれだけのものがあると思うんですよ。わざわざこの立派な農地の、私達、農業する者からしてみれば一等地ですもんね。そういう所にすべての段取りが出来たからと言うよりも、私としてはこういう話がありますがいかがでしょうかという話が先で、今、事務局が言っているのは、私達に先入観を先に持たせて提示を求めているような感じに聞こえたので、もう少し本来の農業委員の立場として最終的には検討の余地があるのではないかなと両方に対してですね、老人ホームもここだけをこだわらずにもう少し近所にも結構あるんですよ、そこを代替え地としてじりい田んぼの方から交渉してそっちに移転して農業をそっちにしてもらおうとかですね、二の方では麦も取れない所もあるんですよ。面積は立派な分があるんですけど、そういう所で住宅に近い所もあるんですね。だけど、あそこは排水も良く面積もあるし、今から大型化していく機械も入りやすい所なので、そういう所を考えたときに、あくまでも農業委員としての立場ですけど、そういう考え方はないんですかね？あくまでもセッティングできた所に私どもにただ意見を求めるだけなんですかね？</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、私の説明が足りなかったと思います。申し訳ございません。農業振興地域整備計画の変更の為にはですね、町長、町から農業委員に意見聴衆という事で、決してこれは町の方でここ変更しますと決まっている物ではございません。なおですね、地元区長、水利関係者担当農業委員さんの印鑑を貰ってますは、私もフォーマットにのっとった、言い方をしておりましたので、決してそれだからですね、それに従ってやって下さいという訳ではなく、あくまでも町から農業委員会に対してですね、除外に関する意見を下さいという事ですので、それについてはこの場で十分話し合っ頂く余地があると思います。以上です。</p>
<p>9 番</p>	<p>法律的には問題はないんでしょうが、やはり、一番最初に農業委員憲章とか農業委員とは何かという事である中でですね、こういう立派な田んぼをですね、非常に良いところで、もう少し譲ったところでも施設的にはいいのではなからうかという単純は思いですね、当然あそこに来ればですね、道をはさんだ上は全部住宅になりますね。すると、その何丁かは農地が、筑前町が言われているのと反した、農業を一生懸命頑張れというのからだんだん外れていくのではなからうかということですね。それでも、皆さんが同意して頂くのであれば、それに逆らうつもりはないですけど、根本的な手順が違うのではないかなと思いましたので話しました。以上です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今、9番から農業委員会としての原理原則という事でお話を頂いたところでございます。私達もまったく一緒でございます。基本的には優良農地は守っていかなければならないと、この考えは今も変わっていない所でございます。今回の申請につきましては、まず、この農業委員会のご意見を頂くためには、最低でも地元の区長さん達のハンコが無ければこの議案といいま</p>

	<p>すか、今日の会議に載せることはできないという事でまず、ハンコを頂いている所でございます。それから、俗にいう1級農地でございますので他の場所はないのかというのは、これは私どもの限らず、どこでも言われる所でございます。私もまず、住宅地とか補助整備してない所ですね、そういう所を探してくださいと、そういう事でお願い致しまして、事業者の方ではですね8つぐらいの候補地を比較検討した所です。その中で俗にいう、帯に短し、たすきに長しですか、そういう形でございます。一つ二つ、ご紹介を致しますと、ある農地につきましては、前面道路が道幅がないと、農地はあるていどあるけど、そこに入る道がないとそれで、不適格な農地、あるいは、今、住宅地に近い所がよろしいというお話でしたけど、社会福祉施設につきましては基本的に住宅地の中はあまり、好ましくないというような方針がございます。ですから一步離れたとこ、あるいは、この事業計画の中に書かれてありますように、多世代間の交流、高齢者と子供達の交流、あるいは小学生達との交流を含めたところでの計画をされている。それから、この事業計画はですね、申請者だけではございませんけど、今サテライト方式ともしまして、一箇所に大きいのをど〜んと建てるのではなくて、拠点部分、部分に設置しているという大きな方針がございます。これを受けまして、事業者につきましては現在の朝日地区、稲永病院の所の久光地区ですか、そこに拠点がございます。その中間地点といいますと、こちらの篠隈、東小田地区に一箇所構えたいと、均等にですね、そういう方針でこの篠隈東小田地区をずっと当たってきてあったところでございます。このような中、具体的に申し上げていいのかわかりませんが、例えば役場の裏の、田口病院の下に農地があるのはご存知かと思いますが、そういう所もすべて、候補地としての検討をされてきたところで、どうしても面積が足りないだの道路が狭いだのそういう問題がございまして、最終的にこの地点でお願いできないだろうかという事でご相談を受けたところでございます。あくまでも、今、係長が申したように農業委員会としてのご意見を頂く場でございますので、決してここで、町の申請だからという訳ではございませんので、その辺をお含み頂きましてご意見を賜りたいと考えておるところでございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他になにか意見がありませんか？</p>
<p>9 番</p>	<p>今言われた中でですね、これを出さなければ農業委員会にかけられないという事ですけど、下話として事前にですね、議題にあげる前にみなさんと検討する、雑談的な話をしていて、今日、結論として賛成なのか反対なのかという話でなく、もう少し検討しながら、次のところで挙手もらうという方法はできないんですか？</p>
<p>事務局長</p>	<p>今日のご意見、提案させて頂きました。やはり、検討の時間があるという事でありましたら今回は保留という形で次回できましたらご意見を賜りたいという方向はやぶさかではございません。ただ、事業者の関係もございまして、事業者の事ばかり言いますと失礼になりますけれども、期限的な物がございまして、次回までにはお返事頂ければ構わないのかなと考えているところでございます。あわせて、事業者の方から説明が必要であれば来月の農業委員会などで事業者の方に説明を頂く方法もございまして。以上です。</p>
<p>9 番</p>	<p>長くなって申し訳ないんですけども、今いわれているのは、あくまでも私が聞こえるのはこういうセッティングをされた中で、さっき、言われたように業者とか時間がないとかですね、私達は今日初めて聞いた話ですよ、それが、時間が無いからどうのこうのというのであれば、前もって、農業委員会にかける前の1週間から10日前に臨時的に集めてでも話をされていて、ここに持ってくるのであれば分かりますが、今日言ってそういう話で時間が無いからという話にはならないと思うんですけどね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>申しわけございません。農業委員会の今までの流れがこういう形で進んでおりましたので、こういう形を取らせて頂きました。以後は、その辺は気を付けたいと思いますが、ただ、事前にですね、この話をさせて頂きましたある農業委員会の方では、これが広まったという話もある</p>

	<p>るんですよ。通常でしたら、正式な農業委員会総会におかけする時には、そこで判断を頂くという事でございますけど、保留という形で来月持越しとかそういう形は他の農業委員会、内の農業委員会でもそういう手続きをされた前例はございますので、もしこの件に関しまして答えが出ないようであれば保留という形でさせて頂きたいと考えます。以上です。</p> <p>9 番</p> <p>何でこういう事を言いますかという、この間の〇〇の件ですね、〇〇の件であれだけの事を言って私達にはなくて広報が先だったんですね。先月も私達は何も聞いてないんですよ。4時ごろ終わってそのまま帰ったような状態になりましたけどね。私達は町長から頼まれてですよ、行政から頼まれてあれだけの所に行って皆で承諾して、今度は行政、しっかりして下さいよ、会社名教えてくださいという事で、一生懸命お願いしましたよね、でも、広報の方が先だったんですよ。広報が〇〇の話を持ってきて農業委員会は聞かれても何も分からないんですよ。そういう手順の1から2が違うんですよ。そうすると、今みたいな話になってですよ、煮詰まったような話でここに持ってくるのであれば、農業委員会の話がどうであれ、どっちにしろここに来るのであれば、一等地なのか、私達がお願いしているのは耕作者としてですね、分かってあるように、排水もない、コンバインも入らないような所を一生懸命排水してやって、その面積はかなりある、そういう所を埋め立てて物を作る。学校も近い、病院も近い、もっと近くなる、そういう中にある所があるんですよ。だったら、そういう所も代替え地にはならないんですか？というような事も行政としては検討して頂いて、こういう作戦を練るのであれば、そこでなくても、もう少し道を広げればいい事なので、土地は減るかも知れませんが、そういう考え方であくまでもあの土地に対しては、農業優先の考え方をここに持ってきて頂いて、今のような話なら分かるんですが、逆でしょ。それが、全てが出来たような状態で持ってきてもらって、みんなが見ても羨ましいような田んぼですね。私だったら、買いますよ、田んぼとして。以上です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>田んぼとしては、今、9番がおっしゃった通りでございます。それともう一つ、四三嶋の工業団地の件でございます。これは、お詫びしなければならぬ事でございますが、本当に言いにくい問題なんですけど、私も広報にでるまで知らなかったんです。これは、お詫びいたしますし、また、今度は町の担当と致しましても、これは重々、農業委員会の方からこういうご指摘があった事は、上の方に伝えさせて頂きたいと思っております。また、確か、4月の広報でしたか、挿し絵で〇〇さんとお名前がでました。詳細は5月という事になりましたけど、5月にはまだ内容が載っていないというような形で、私どももその辺の情報はまったく知らないところでございますのでその辺を含めまして、上の方には重々伝えさせて頂きたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>2 番</p>	<p>ちょっと関連なんですけど、私の地区でもお金が足りないからと田んぼを売るといふ人がいるんですが、お金が足りないなら田んぼを担保にしてから農協に借りに行ったらと話したんですが、農協は田んぼを担保にとらないということで、なぜかと評価がどのくらいあるのか調べたら、宅地は2万3万ですね、農地は一反12万、実際に我々はある程度、大規模的に百姓をしていますけど、どうしてもお金が要るとなったらですね、価値がある所、価値があると言ったら、誰でもがうてあう所、道が広い所、そうすると、価値が上がります。そういう価値がある所は、大企業も来るし、今からの花形産業 〇〇とかに、筑前町は今から農業でやっていくというのが基本なんですけど限度がありますよ。一人で30丁50丁作りなさいと国の方針で、言っておりますが、それでもT P P対策で自由化してしまえば、米が6千円になったり3千円になったりすればやっていかれないです。そうするとどうしても、こういう企業を持ってきたりして、兼業化したり、野菜を作って、今、四三嶋地区でも、北野地区から来たり、〇〇だったり集約的にして収益を上げるようにしていますよね？そういう面から見たらですね、やはり、農業農業とこだわる必要を無くしてこういう事をいれて、こういう人達は川沿いは嫌いますよ。少し高いので。こういう事業者は良い場所だとそれなりの金額をだすので売る人は潤う。潤えば、活性化にもなのでそういう考えに持っていく方が良いのではないですか？農業の収入はた</p>

	<p>ががしれているので農業にこだわる必要はないと思うんです。田んぼも高く売れるのであれば売って収入の糧になって潤うようにしないといけないと思います。そういう、考えです。私は、自分の考えとしたら賛成します。</p>
議 長	<p>ただ、農地としてはもったいないけどね。</p>
2 番	<p>もったいないけど、やっぱり良い所ではないと人がうてあわないです。そうするとこういう所はどうしても人が来るし、道が広いし、価値があるので。今、みてきたら、転用とかが多いじゃないですか？そういう時代になってきているんですよ。昔ながらの考えでは通用しないんですよ。実際、後継者もいないし、後継者がいても農家の嫁にはこないし、先行きがないからこないんですよ。それなのに延長してこれをしてはどうしますか？筑前町終わりますよ。農業も終わりよるよ。兼業的なことをしていかないといけないですよ。</p>
議 長	<p>はい、意見が出ました。他の方、何か意見がありませんか？</p>
20番	<p>この地区は私の地区の隣になりますが、この辺りは基盤整備する以前から都市部に近い農地で、建築屋さんが倉庫を建てているし、将来的にはおそらく除外になると思うんですよ。私も2番と同じ考えですけど、あまり、農地にこだわらなくても、まず、転用できる農地は利用して、新しい価値を生み出していけるような農地はそれなりに利用していかなくてはいけないと思っています。場所とかそういう問題についても色々あると思いますけど、やっぱり相手が指定した所でないと先々の問題点やら、交通量、それなりに条件とかが、出てくると思いますので、私自身は賛成致します。以上です。</p>
10番	<p>申請者の話に戻りますけど、短く単刀直入にお話したいと思いますけど、はっきり言ってもったいないと5反ちょっとの田んぼですね、いろんな段取りがあるとおもうんですよ、先に印鑑もらうとかですね、農地を転用するというのは大事な話なんですよ。それで、先程9番が言われたように、時間が無いという事であれば臨時的に総会を開くとか、そういうようにしていかないとですね、結局、一方的に決まって最終的に賛成するかしないか。これは決まっているから、決める訳にはいかないんで、臨時的に総会を開いてですよ、大事な用件であれば、そういうふうにならしていってもらったらどうかかなという事です。以上です。</p>
議 長	<p>結局はですね、保留もできる訳ですよ。それで、皆さんの意見を色々聞いておきたいんですよ。そして、次回の総会にあげることもできます。せっくなので今日、いろんな意見をきいて置きたいと思います。意見が無ければ保留にして、来月の総会で結果を出したいと思います。</p>
21番	<p>この件は、9番が言われるのもよくわかりますし、2番が言われることもよく分かるし、ただ、私達農業委員の使命として優良農地は守っていかないといけないと思います。これを保留して来月の農業委員の総会に出す。仮にですね、反対者が多かった場合はこの件はどうなるんですか？</p>
事務局長	<p>一応、農業委員会からのご意見が反対という事になれば、県への申請はできないというような形になります。</p>
9 番	<p>そこなんですよ。それぐらい農業委員は権威がありますよという事が分かって頂かないと、農業委員はなんですか？ということで、今、行政から言われたような、圧迫感のあるような感じでこっちが受け止めてもですね、なかなかですね。進めてください。誤解しないでくださいね。私は、完全に反対しているのではなく、ただ、手順として流れの中でその所がですね、皆さんが良ければそれでもかまいませんが、そういう所の農地を行政側が検討してもいいので</p>

	はないかなと思っただけです。以上です。
4 番	私、土地改良区の方から見た場合にですね、まず、地上権設定とかがあるのかなのかという所から検討するんですが、これが、逆に言って篠隈の方ですか、地図で言うと上の方から来るとなると、土地改良区としては賛成できないという事になります。これは、あくまでこの水系の末端ですから、土地改良区としては問題はないだろうという事になっています。以上です。
19 番	やはり農業がだんだんだんだん廃れてきているので、若い人にして貰うためには優良農地は残しておかないといよいよする人がいなくなるからですね、さっき現場を見てきたらこれは筑前町の財産かなと思っただけなんですが、個人の方の財産ではあるんだろうけども町としての財産ではないだろうかと思って、あのような所の農地を残さないとならぬ誰が若い人がしますかね？良い所が無くなれば誰もしなくなりますよ。農業委員会として責任ではないですかね？
議長	ただ、良い農地だから反対という訳にもいかないという所もあるし、反対するにはそれなりのしっかりとした理由がないといけません。
11 番	女性の意見もと言う事ですので。それはトラクターやコンバインも入る立派な田んぼだと思います。やはり、売主の人も売れるときの売っておこうというような考えがあるかも知れませんが、私達からすれば、やっぱりあのような一等地から売れていくと思いますので、どちらかというとならぬ賛成です。
7 番	先程、会長にちらっと言っただけなんですが、私も9番の意見と一緒に〇〇の工場の決定が新聞にでましたけど、これは筑前町としても一番大事な事だろうと思うんですよ。企業誘致が来ると大企業で薬品等いろいろな飲料関係も含めてですね、筑前町が栄える、栄えないの問題だろうと思うんですよ。筑前町にいて農業委員もして〇〇が不意にしてですよ、よそからいろいろな圧力があってまた、ご破算になるとかいうようになると、また目も当てられない状態になりますので、こういう計画が決まったとしたらですね、次の段階、道の歩道で予算が組まれているようにですね、どんな進捗状況で進んでいっているのかという所まで、農業委員全体、また、町が一体になってそういう方向性を見つけて、メーカーの〇〇あたりや県や国の事業も進めてですね、スムーズに運営が行くようにですね、町としても私達にして頂ければ、家族とかそれを取り巻く環境も豊かになってくるので、非常に素晴らしいことだと思うんですよ。だから、この辺をあやふやにするのではなく明確にして、町長とか議員の方にもいろいろ言っただけで、保留ではなく明確にうたって頂きたいと私は個人的には思います。
9 番	来月は、〇〇か町長に出てきてもらって、話をきいて返事をしたらどんなですか？一回ぐらいい出てきてもらっていいのではないですか？
事務局長	それは、〇〇の話ですか？
9 番	〇〇の話にしても〇〇の話にしてもですよ、来て頂いて、何分か話をして頂いて帰って頂いてかまわないので、そのくらいして頂いても良いのではないですか？〇〇の件では報告がなかったのだから謝罪して頂きたいです。
12 番	いろいろでてますが、それは事務局長が事業主が出てきて説明して保留に出来ると言われたので、一回事業主と委員が全部意見を出し合う機会を作って頂いて、次回、審議するという事でいいのではないのでしょうか？
議長	だいたい意見も出たようなので、保留にするか採決を取りたいと思います。保留で良い方は挙手をお願いします。

議 長	<p>(挙手)</p> <p>議案第7号は賛成多数にて保留に致します。事業主との協議をお願いします。〇〇の件は町長をお願いします。</p>																																
事務局	<p>先程、保留頂いた案件でございますが、12番からもありましたように、事業主さんの方にお話をして、実は申請地を含めて8か所比較検討をされている分がありますけれども、私から説明をするよりも、事業主さんの方からなぜここに至ったのかという経緯をご説明頂くかと思っておりますので、次回、議案の一番最初に持ってきててもよろしいでしょうか？保留頂きましたので、次回そういった対処をさせていただきます。以上です。</p>																																
議 長	<p>議案第8号 下限面積 別段の面積の設定について、事務局から説明をお願い致します。</p>																																
事務局	<p>議案書27ページをご覧ください</p> <p>議案第8号 下限面積 別段の面積の設定について</p> <p>上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます</p> <p>理由 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）については、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は修正の必要性について審議することとなっていることから、平成28年度 筑前町の下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり提案いたします。</p> <p>別表1 櫛木・三箇山・黒岩の下限面積 30アール 上記以外の地域 50アール以上、ご提案申し上げます。</p>																																
議 長	<p>議案第8号 下限面積 別段の面積の設定について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>																																
議 長	<p>ないようでございますので採決にうつります。</p> <p>議案第8号に、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>																																
議 長	<p>議案第8号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第9号 平成28年度春季農作業協定標準賃金について、事務局から説明をお願い致します。</p>																																
事務局	<p>議案書28ページをお開きください</p> <p>議案第9号 平成28年度春季農作業協定標準賃金について、本日付 会長名でございます</p> <p>理由 平成28年4月12日に開催された福岡県農業会議 朝倉支部総会 及び 春季農作業賃金改定協議で、本年度の春季農作業賃金が改定されたので承認を求める。</p> <p>筑前町春季農作業協定標準賃金表</p> <table border="0"> <tr> <td>作業名</td> <td>機械田植え</td> <td>10アール当たり</td> <td>苗代別で7,500円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>請負田植え</td> <td>10アール当たり</td> <td>苗代込み(20箱)で19,500円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>箱苗</td> <td>1箱当たり</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦刈り</td> <td>フレコン</td> <td>10アール当たり 13,700円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦刈り</td> <td>コンバイン</td> <td>10アール当たり 14,000円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>麦乾燥</td> <td>コンバイン1袋当たり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>春田すき</td> <td>10アール当たり</td> <td>5,700円</td> </tr> <tr> <td>同じく</td> <td>荒田すき</td> <td>10アール当たり</td> <td>8,000円</td> </tr> </table>	作業名	機械田植え	10アール当たり	苗代別で7,500円	同じく	請負田植え	10アール当たり	苗代込み(20箱)で19,500円	同じく	箱苗	1箱当たり	600円	同じく	麦刈り	フレコン	10アール当たり 13,700円	同じく	麦刈り	コンバイン	10アール当たり 14,000円	同じく	麦乾燥	コンバイン1袋当たり	500円	同じく	春田すき	10アール当たり	5,700円	同じく	荒田すき	10アール当たり	8,000円
作業名	機械田植え	10アール当たり	苗代別で7,500円																														
同じく	請負田植え	10アール当たり	苗代込み(20箱)で19,500円																														
同じく	箱苗	1箱当たり	600円																														
同じく	麦刈り	フレコン	10アール当たり 13,700円																														
同じく	麦刈り	コンバイン	10アール当たり 14,000円																														
同じく	麦乾燥	コンバイン1袋当たり	500円																														
同じく	春田すき	10アール当たり	5,700円																														
同じく	荒田すき	10アール当たり	8,000円																														

	<p>同じく 代かき 10アール当たり 5,700円 同じく 土壌改良剤散布作業 10アール当たり 1,600円 同じく 一般農作業 1日8時間当たり 賄い別で6,000円 同じく 果樹作業 1日8時間当たり 賄い別で6,000円 と、なっております。今回、例年と変わっておりますところ、26年、27年、28年とありますけども、一般農作業と果樹作業が変更となっております。これにつきましては、福岡県の最低賃金の方がですね、1日当たり8時間労働で5,944円、1時間当たり743円となっております。すでにですね、27年も5,816円という事で、うわまっておりますので、今回は6,000円という事で朝倉、東峰、筑前は数字をそろえております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第9号 平成28年度春季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はございませんか。</p>
5番	<p>これは前は個別に配ってあった気がするんですが、年寄りが多くなって委託されている方がたくさんおられるんですよ。これはある程度名前を消してコピーして配っていいんですかね？</p>
事務局	<p>賃金表については、広報の方に載せています。それから支所の窓口と農業委員会の窓口の方でお渡ししております。</p>
議長	<p>他に何かありませんか？</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので採決にうつります。 議案第9号に、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第9号は全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第2回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>17:30 終了</p>